

久喜市AED使用協力事業所認定事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を設置し、市民等のAEDの使用に協力する事業所をAED使用協力事業所（以下「協力事業所」という。）として認定し、これを公表又は協力事業所である旨を当該事業所に表示することによりAEDの使用機会の拡大を図り、もって市内の救命体制の向上に寄与することを目的とする。

(協力事業所の認定対象者)

第2条 協力事業所の認定対象者は、市内においてAEDを常時設置している事業所及び施設（以下「事業所等」という。）の代表者とする。

(協力事業所の認定要件)

第3条 協力事業所の認定要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業所等の営業時間（施設の開所時間を含む。）中に、事業所等の周辺でAEDによる救命処置が必要な傷病者の付近にいる者から要請があった場合に、速やかにAEDを無償で貸し出すことができること。
- (2) 事業所等においてAEDを適正に管理し、自らの責任においてAEDを整備できること。
- (3) 市ホームページ等で、協力事業所である旨を公表することに同意すること。

(協力事業所の認定申請)

第4条 協力事業所の認定を受けようとする者は、AED使用協力事業所認定申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

(協力事業所の認定等)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、第3条に規定する認定要件を満たしていると認めるときは、当該申請者にAED使用協力事業所認定証（様式第2号。以下「認定証」という。）及びAED使用協力

事業所認定標章（様式第3号。以下「標章」という。）を交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により協力事業所を認定したときは、AED使用協力事業所登録簿（様式第4号）に必要事項を記載するものとする。

（標章の掲示）

第6条 前条第1項の規定により標章の交付を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、標章を協力事業所の出入口付近等、市民等が容易に視認できる場所に掲示するものとする。

- 2 認定事業者は、標章を汚損、破損又は紛失したときは、AED使用協力事業所認定標章再交付申請書（様式第5号）により市長に再交付の申請をするものとする。

（協力事業所等の公表）

第7条 市長は、協力事業所及び認定事業者の名称その他必要な事項を市ホームページ等において公表するものとする。

（認定内容の変更の届出）

第8条 認定事業者は、第4条の規定により協力事業所の認定を申請した内容に変更があったときは、AED使用協力事業所認定事項変更届出書（様式第6号）によりその内容を市長に届け出なければならない。

（協力事業所の認定の取消し）

第9条 認定事業者は、協力事業所の認定の取消しを希望するときは、AED使用協力事業所認定取消申請書（様式第7号）により市長に申請するものとする。

- 2 市長は、前項の申請を受けたとき又は認定事業者若しくは協力事業所が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、協力事業所の認定を取り消すものとする。

- (1) 第3条に規定する協力事業所の認定要件に該当しなくなったとき。
- (2) 重大な法令違反があることが判明したとき。
- (3) 虚偽又は不正の事実に基づいて協力事業所の認定を受けたとき。

(4) その他市長が認定の取消しをすることが適当と認めたとき。

3 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、当該認定事業者に対し、理由を付してその旨をAED使用協力事業所認定取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

4 前項の取消通知書を受けた認定事業者は、速やかに市長に認定証及び標章を返還しなければならない。

(実績報告等)

第10条 認定事業者は、協力事業所に設置するAEDが、この告示の趣旨に則り使用されたときは、AED使用協力実績報告書（様式第9号）により市長に報告を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による実績報告を受けたときは、消防機関に報告内容の確認を行い、AEDがこの告示の趣旨に則り使用されたと認めたときは、認定事業者に対し、当該使用されたAEDの電極パッドを補充するものとする。

(標章の譲渡又は貸与の禁止)

第11条 認定事業者は、認定証又は標章を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、久喜市AED使用協力事業所の認定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。